制あるいは御家人制度であると考えるのである。

# 御家人制成立に関する一試論

安田元,

人々と解する。従って、そのような根本私領を有する御家人を組織した、鎌倉武家社会における全体制が、御家人 は、すでに疑問の余地のないところといえよう。そして、鎌倉時代の御家人とは、沙汰未練書に、「往昔以来、 の開発者またはその末裔であって、その所領 開発領主、 のが、この時代のいわゆる御家人制である。 鎌倉時代の政治体制あるいは鎌倉武士社会の体制を考察するとき、 賜武家御下文人事也」と説明されていることに準拠して、 鎌倉幕府政治の体制的基礎として、この御家人体制が存在し た (根本私領) を鎌倉将軍から安堵され、 つねに一つの重要な課題として提示されるも 開発領主 (根本領主)、すなわち私領の実際 主従関係のもとに結合された . こ と 為

御家人制に関するこの理解は、それ自体として、必ずしも誤りではないし、 これまで御家人制についての説明を行なって来た。たとえば 私自身も、 そのような理 解 の ₽ ع

|頼朝がその御家人たる地方の武士(=領主層)を主従関係の理念のもとに、 封建的に組織した形態を御家人制と

る。

の政権の首長の地位に立ったとき、 この御家人制は、武士社会に発達してきた主従制と所領の恩給制との上に成立したものであり、 御家人の身分を固定することによって、本質的には私的なものながら、 頼朝はそ

の社会体制として、御家人制を確立したのである。」

というような説明である。 のであるか、 の本質が、私的主従関係にあるものか否か、さらにはこの御家人制が、幕府の地頭制度といかなる相関 だ か すなわち、 また如何なる時点に、 なお、 多くの疑問点が生まれる。 御家人制が如何なる時点において、一つの制度として確立したか、あるいは、果してこの制 しかしこの叙述にしても自ら省みて、 この体制の成立を認め得るか、 そこで、 これらの疑問点の中で、 という問題について再考するのが本稿の かなり不明確な点を含んでいることを認めねばな とくに御家人制が如何 にして成立 であ

制 研究と言わざるを得ない。それにもかかわらず、とくに三浦氏の諸説は、 れを踏襲している傾向があることを認めざるを得ないのである。 影響を与えていると思われるのであり、さらに言えば、今日なお、 ところで、鎌倉時代の御家人制についての定説は、そのほとんどが、三浦周行氏の諸研究にその基礎を置 の成立期を、 また山中武雄氏の研究も御家人の一般的性格を理解する上に役立っているが、これらは、 漠然と鎌倉幕府の成立期と合致させるのみで、 今日の鎌倉政権論の研究水準から言えば、 しかも、 ある部分では三浦氏の説を無批判に肯定し、 今日なおこの問題に関する知識上の強い 三浦氏の一 連の研究に 何れもかなり古い お ては、 到底満足 御家人 てい

れも御家人制の成立という問題に、 そして比較的最近には、 五味克夫・田中稔 直接に迫るものとは言い難い。 瀬野精一 郎などの諸氏の個別的な御家人研究があるが、 ただこうした研究の情況の中で、 大饗亮氏の大 これ 5 ぼ何

し得ないものであることは言うまでもない。

かし大饗氏は、

右の設問に対する解答として、その時期は、

「鎌倉殿に対して一定の奉仕の体制が

整

た と

が、 に、 満をもつが、とに角、家人制一般と区別された身分制度的用語として、 ことになる。それはまさしく沙汰未練書の規定する御家人の概念の展開的解釈と言えよう。 定の内容をもつ御家人とは、 内容」と同じものと思われ、 疑いないところで、その点には全く同意したいと思うし、 大饗氏が一 よう。大饗氏は、 それが武家社会において一定の内容をもって制度として成立したのは何時であろうか」と設問される。ここで 御家人制についての新しい関心が示されていることを認めねばならない。 「封建的主従制成立史研究」は、 定の内容と言われるのは、 この問題について、 頼朝が家人=御家人という制度的用語に転化させた 具体的にいえば、御家人という「一つの身分的表示」を付与された人々、すなわち一 「土地の所有者としての武士団の首長にして、頼朝と主従関係を結んだ人々」を指す 「御家人は鎌倉殿の従者として頼朝挙兵以後存在したことはいうまでもない Ų 「平安時代の社会的用語であり、 わゆる御家人制の成立の時期について考察を行なわれた唯一の業績といえ その意味での御家人制 (要約)」と言われる場合の、 御家人制なるものが把握されていることは また慣習的名称であった家人に、特定の意 の成立時期を問題とされたところ 私はこの点に若干の不 「特定の意味

き」と考えられ、「惣領制の成立した時期が之にあたると思う」と言われる。この場合の惣領制とは、 さらにその成立は、 の確立と共に、 続制の特質と之に基づいて実現する社会単位としての族的結合」にその本質が求められ、 の一様態としての、 御家人の側から、 法制史的範疇と考えられているが、氏によれば、この惣領制こそが御家人制と密接に関係 結局のところ鎌倉幕府の成立と深く関係ありとする。 封建的勤務の要請に応じて案出した私的な相続慣行であった」とされるのである。 すなわち惣領制 またそれは、 は、 御家人の 所 「鎌倉幕府 |封建的! 領 相 続 相

のように幕府の確立とともに生まれた惣領制を以て、

御家人制成立の指標とする限りでは、

結局のところ、

先述

意味で、大饗氏の所論もまた、先に提示した私自身の問題に明確な解答を与えるものとは言い難いのである。 の三浦周行氏以来の幕府成立と同時に御家人制が成立するといった程度の、漠然たる理解にしか達し得ない。その

御家人制が如何にして成立するかということ、またその成立時期を、

鎌倉政権の成立過程の、

どの時点に求めるべきかという点について考えねばならない。

そこで、改めて、

#### 註 (1) 「日本全史 中世Ⅰ」(拙著)九八頁以下。

(2) (経済論叢二〇一三、四、 三浦周行の論著は多いが、 例えば「御家人生活」(史学地理学同攷会編「鎌倉時代の研究」所収)、 五)及び「続法制史の研究」第三篇、 第九武家制度の発達など。 「御家人の特質」

(4) (3)五味克夫「薩摩の御家人について」(鹿大史学六号)「大隅の御家人について」(日本歴史一三〇、一三一号) 山中武雄「御家人と本領安堵」(史学研究十二―一)

田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(「中世の法と国家」所収) 瀬野精一郎「肥前における鎌倉御家人」(日本歴史一一七号)

大饗亮「封建的主従制成立史研究」二九八頁

(5)

(6)同右、 一九二質以下。

(7)註(5)参照。

同右、三一七頁。

鎌倉時代の御家人制の成立を考える際に、まず必要なことは、ここで言う御家人制、 あるいは御家人制度の意味

とである。一般的にいって、我々が使用する「制」あるいは「制度」なる用語は、 について明らかにしておくことであろう。ここで御家人制とは、如何なる範疇の概念として規定すべきかというこ きわめて広汎な用法がある。

た

は

原則的には、

鎌倉殿

一惣領-

一庶子の形で組み立てられた、と説明された。

れた政治的体制そのものを称するときに用いられたり、さらには政治上の一つの制度を表現する用法もある。 て御家人制という場合、一般にはこれらの用法のうち、何れを意味するであろうか。 合もある。 とえば一定の時代の社会の基本的構造を表現することもあれば、 さらにこれらの用法とは極端に対象的な場合として、ある政治権力による支配を実現するために創出さ その社会構造の上に固定された社会体制を言う場 そし

把握し、これを通じて一族庶子を支配する体制を取った」と述べられ、従って「幕府の主従制」すなわち御家人制 して頼朝はこの御家人体制をかため、御家人を統制する方式として惣領制を取り入れ、「まず惣領を御家人として は 政権の支配下にある武士たちの社会に限定されるであろう。そして若し後二者の用法として捉えれば、御家人制と る一つの社会体制」ということになる。この場合、現実には鎌倉時代の社会体制一般を想定するのではなく、 きであろうか、ということが一つの問題であろう。 「鎌倉幕府の政治的体制を表現した一つの制度」ということになる。御家人制をこの何れの範疇において把握す 若し、前二者の用法として御家人制を捉えるとすれば、それは「鎌倉幕府の御家人を基本単位として成立してい かつて新田英治氏は、 御家人制度を「鎌倉殿と御家人との間にうち立てられた主従制」であると規定された。そ

序を表現する概念の一類型として把握されていることである。この場合には、将軍 この場合の御家人制が、主従制といわれるところの、主人と従者との支配・服従関係を基軸とする一つの社会的秩 家人との主従関係の様態、 この理解はたしかに誤りではなく、今日も定説となっている理解であろう。しかしここでも注意すべきことは、 あるいはその性質が問題となる。そしてこの意味での御家人制=主従制は、 たとえ頼朝がその政治権力のもとで一つの体制的固定化をは (頼朝) とその従者としての 武家の棟梁

としての頼朝の出現とともに成立すべきものである。

(安田) 体制が果した政治史的意義を見失うことになるのではなかろうか。 とは否定し得ないが、こうした視点からのみ見るならば、 然発生的に成立していた武士団内部の主従制の延長として捉えねばならない。 か またそれは「封建的主従制の一類型」であり、 の支配の基幹となっている点において、 ったとしても、 また大饗亮氏は、 その主従制の本質を主従関係の側面に焦点を合わせて考える限り、 先述の如く、 御家人制を「武家社会において、 この御家人制の意味を考えねばならないと思う。 御家人制が内包している特殊な身分制度の意味や、 一定の内容をもって成立した制度」と規定し、 御家人制と称される主従制的体制が、 御家人制が主従制の それは既に武士社会の中に自

類型であるこ

鎌倉政権

関心の重点が主従関係の内容的特質の追究へ向けられる傾向を認めざるを得ない。その点では上述した如き疑問が 何等異論を唱える必要もないが、 た」ものが鎌倉幕府の御家人制であるといわれる。 ところが一方で大饗氏は、 次のようにも述べられる。 御家人制を封建的主従制の一形態とするところに、 「家人制が、頼朝の政権把握によって封建的主従制とし て 完 成 これは法制史家の間で通説とされているところで、それ自体は すなわち「幕府成立以前」には個 新田氏の所説と同様に、 々の在地領主たる御家人 その ĺ

が、 0 頼朝の統制 て鎌倉殿と御家人の主従結合の紐帯は、 「自然的に形成されていた在地領主としての御家人は、 幕府 惣領制による御家人制度を形成した」と説明されるのである。 棟梁たる頼朝と個人的・ (政治的機関を意味する)が介在することによって鎌倉殿と御家人の関係が疎遠化し、間接的となる。そし :は独裁的恣意的であり、御家人に対する課役も、常に無限定的である。ところが幕府が成立すると、 直接的に主従関係を結び、 御家人役の如き恒常的画一 そこには人格的・情誼的側面をもつ結合があった。 幕府の要請に基いて一定の御家人組織又は体制を必要とし この幕府機構の確立とともに、 的な御家人義務として固定化される。 頼朝と御家人と かくて、 そして

ではあっても、

氏の言われる幕府の成立とは、建久二年正月十五日、 人の存在形態や主従関係を御家人制として理解されているのであろうか。 に断定し難い。 のであって、果してこの時点において、 の関係が変化し、 幕府の要請によるものと考えられるのであるから、 若し然りとすれば、この場合の「御家人制」とは、 そしてその点は別として、大饗氏の場合、 また御家人義務が画 一的に固定化したとする点は、 頼朝と御家人との主従関係の変化が起りはじめたか否かについては、 頼朝の右大将就任後の最初の吉書初の時点に求められている この幕府成立以前と以後との、 幕府成立以後に御家人制の成立を考えられたようにも察 政治的体制の表現と解さねばならない。 全く異論のないところである。 「惣領制による御家人制度」 何れの段階に しか を形成した おける御 容易 家

人身分を固定するという上からの政策が働いて成立したものと考える。しかし御家人制は、 は自然発生的な成立経過をとるものではなく、 組織した形態であり、 かねばならないので、 確なものがあったことは否まれない。 以上の如く、 これまで御家人制を如何なる範疇でとらえ、 私は御家人制を、 鎌倉政権のもとでの社会的身分体制である」と規定しておきたい。この場合、 しかしここで「御家人制」の成立を考える際に、この概念を一応規定してお 「鎌倉将軍がその家人たる在地領主を、主従制と恩給制との原理のもとに 内乱期を通じて頼朝が獲得した家人層を対象として、 如何なる概念として捉えるかという点で、 鎌倉政権の支配 政治的 「御家人制」 か なり不 の根 に御家 蚏

との 入制 の概念規定に対して、 勿論異論もあるであろうし、 場合によっては再検討を要するものと思う。

それが幕府政治の上での公法的政治制度であるかといえば、むしろこれを否定したい。

かしここでは一応、 鎌倉武家社会における「社会的身分体制」として考察を進めたい。

註 (9) こでその個々の場合について詳述することはできないが、例えば、「奴隷制」「農奴制」、あるいは「封建制」「資本制」 らの 用法は、 さらにこれらの中間的な意味を担う場合を含めると、 さらに種々の場合が考えられるであろう。こ

などの用法と、「地頭制」「守護制度」などの場合とは、「制」の意味が違うし、また「荘園制」「領国制」などの用法や、 「律令側」「立憲制」、 さらには「主従制」「惣領制」などの用法もあり、 一方では「評定制度」「問注制度」とか、ある は「合議制」などという用法に至るまで、「制」「制度」の意味するものは、きわめて雑多である。

(10) 新田英治「鎌倉幕府の御家人制度」(歴史学研究会・日本史研究会編「日本歴史講座」第二巻所収)二三〇頁。

(11) 同右、二四七頁。

(12) 大饗氏前掲書、一八七頁。 及び同書後篇、 第三章。

同右、|三||三頁以下。

御家人制の成立を考えるとき、まず御家人とは何か、また御家人という称呼はいつ頃から用いられたか、という Ξ

ことから始めなければならない。

附属する従者の立場を指す用語となっていた。この家人制の成立や性格については大饗氏の詳細な論考があり、 名称は「年来の家人」「相伝の家人」「譜代の家人」などといわれるように、既に平安末期においては一つの家に という場合、それは鎌倉将軍に対する敬称としてその家人にまで「御」の字を配したものであった。そして家人の えられる。 になってから、 ところの「貴族の従者」であった。そしてそれが平氏時代に入って平氏の家人の場合に武的属性が要求されるよう も全くその説に同意するので、ここで改めて詳論するつもりはないが、家人はもともと家族的・奉仕的性格をもつ 「御家人」がいわゆる家人に一種の敬称をつけて御家人となったことはいうまでもなく、例えば鎌倉殿の御家人 武士団内部における主人の従者としての郎等とこの家人との間に実質的な区別が失われてきたと考 私

大饗氏は平氏の家人について、平家物語巻十に「両国の住人等(中略)平家重代相伝の家人にて昔のよしみを忘

側 の例ではあるが、 のとはいえない。 となどを引用し、 ħ ってより以後の時代につくられた戦記文学の記載であり、 ・家族的従者たる人々を家人と称するのも当然であったと考えるからである。 は面において貴族性を有し、 は事哀れなれど」とあり、 家人と郎等との区別が解消したことを示された。しかし大饗氏が引用されたものは、 確かにこのことを立証する史料が存在する。 さらに源平盛衰記巻一に、 それにもかかわらず、私がこの大饗氏の所論に賛同する所以は、 律令貴族社会に進出したことの当然の帰結として、その家的機構の内部で隷属性の強 また巻十一に「彼公長は平家重代の家人、 忠盛の相伝の郎等を一方では年来の家人と称していることを引用され その用語は必ずしも平氏時代における実態を証明するも 新中納言の許に朝夕祗候の侍也」とあるこ しかも後に述べる如く、平氏の末期 武士の棟梁である平氏がその一 いずれも平氏時代が終わ

ろから、その首長に隷属する郎等は将軍家の家人と次元を異にするものと解され、 ながる侍身分の称呼であるのに対し、郎従は凡下の身分とされたのであった。 ぶことも少なくなかった。 そして鎌倉時代に入ると、 しかし鎌倉幕府法の上からは、 一般的には家人と郎等との用法は混乱し、 将軍に直接臣従する武士団の首長が御家人となったとこ 武士団内部における主人の従者を家人とよ 従って家人=御家人が幕府につ

と考えられる時点、 このように歴史的にみれば、家人の意味そのものが変化してきているのであるが、 また源氏においても、 すなわち鎌倉幕府成立期において家人とは、一般貴族の家族的従者であり、 その年来の従者、 すなわち「相伝の郎等」をも含めて、 それぞれの家に臣従し奉仕す いわゆる御家人制が 従って平氏にお 成立した

呼ぶことは、 さてそれならば、 如何にして始まったか。 一般の家人の主人に対する他者からの敬意を示す為に、 御家人というのは、 前にもふれたように家人たるその人に対する敬称ではな その家人にまで敬称を附し、 御家人と

る存在を家人と意識し、またそのような称呼を用いていたと考えられる。

みられるのである。すなわち高野山文書に養和元年のものと推定される申状案があり、 るものとされているのである。ところがこのことは必ずしも事実ではなく、このような用法は既に平氏の場合にも 主人に対する敬称として用いられた用語である。そして一般には、 この用法は鎌倉将軍の場合に初めてみられ それ には、

## 言上 事由

候歟、 善注進先了、又依被奉渡故小松大臣殿御遺骨、日々念仏読経無怠、 也 将殿之御下知、 自荒川庄令申上候之状、 右以先日為能清被濫妨荒川庄之由、令訴申候之処、不日有御沙汰、可停止能清之狼跡之由、(中略) 但致御下知之条者、 早重可令停止狼跡之由、 **駈具近国之御家人、始自荒川庄、** 一通進覧之、件能清之郎従長明、 定彼二所殿中、 欲被仰下、 不令披露候事歟、 (中略) 至于御山可令焼払之由、 二千余人同心所令言上候也、 其故者、 構城調兵、 当山既奉訪故禅定殿下之御茾、(清盛) 設雖無賞翫、 非不用御沙汰之末、 依申送候、 以此由可令披露給候、 争及滅亡乎、是只能清之私謀略 寺僧各失東西, 剰号頭亮殿、 五十箇日之作 然間今日世五日 所 持明院· 恐惶謹言、 走 迷 候 少

### 四月廿五日

#### 僧

ځ 。 御下知と号して、長明なる人物が「駈具」した「近国之御家人」とは、まさしく平氏の家人を意味して い ことを訴えられたのは平氏であったと思われる。従って、この文書の内容から察するに、 停止すべきことを訴えたものであるが、 この頭亮・持明院少将の、誰であったかは必ずしも断定し難いが、全体の文面から推して平氏一門の人物であ 明らかに御家人の称呼が用いられている。 差出者は言うまでもなく高野山 そしてこの申状は、 の僧侶たちであり、 紀伊国荒川庄に対する佐藤能清の濫妨を 頭亮殿・持明院少将殿 狼跡停止を命令すべき る と思

にこれを求むべきであるか、

以下この問題について考えたい。

ることは、殆んど疑問の余地のないところである。彼等が下知して動員し得るのは、平氏の家人に相異ない。

と同時に、その家人にも敬称を附して御家人と呼んだことが明らかとなる。 こうして、この文書の差出者たる高野山の僧侶たちは、平氏一門の頭亮・持明院少将に対して殿の敬称を用 このように御家人の称呼は、 平氏に いる

お

いても用いられたところの、家人の敬称であった。

行なわれ、 の敬称が用いられたであろう。ところが、何時からか、鎌倉将軍家の家人を御家人と呼ぶことに、 従って、頼朝の家人の場合にも、他者から頼朝すなわち鎌倉殿の家人を指す場合に、何等の無理もなく、 彼等はつねに御家人という社会的身分のものとして固定化し、 一般用語としても将軍の従者の場合には 一つの慣習化が 御家人

御家人が敬称の意味をも含めながら、普遍的用法となったのである。

`かも実態としての御家人制が成立すれば、そこには制度の担い手としての「御家人」が、一つの身分と特権と

点である。御家人制の成立が、頼朝の時代であることは言うまでもないが、頼朝による幕府草創期の如何なる時期 殊な意味をもつ存在に対する称呼となる時期は如何なる時点に求められるか。それこそがまさに御家人制成立 を持つ存在として出現する。 その家人が、単なる敬称をもって御家人と呼ばれるのではなく、一つの社会的身分制度の担い手としての、 そしてやがては沙汰未練書の説明に帰結するのである。それならば、 鎌倉将軍のもと 一の時 特

註 (15)(14) 同右、 大饗氏前掲書前編、 一七〇頁及び一八五頁。

(16) 高野山文書之五、又続宝簡集七六八号、四月廿五日僧某申状案(平安遺文三九八二号)。

(17) 可能性が大きい。重衡は公卿補任にれよば治承四年正月に蔵人頭となり、治承五(養和元)年五月、従三位になるとと このうち頭亮殿とあるのは、この文書が養和元年四月のものと前提すれば、その時点で蔵人頭であった平重衡である

資盛との下知ということならば、この申状にことさら清盛と重盛の名を持ち出して、平家との深い関係を強調している 関係あるものと言えるので、あるいは彼こそが持明院少将殿であったとも考えられる。そして、この推定通り、重衡と されているものがあり、この資盛女は、資盛妻の誤記であろうと思われる。これが正しいとすれば、資盛が持明院家と である可能性が大きい。 しかも尊卑分脈によれば、 藤原持明院家の基家の女子の一人に、「三位中将平資盛女」と註記 息たちであり、この頃に少将であったのは重盛の第二子資盛と第三子清経の兄弟である。その何れかが、持明院少将殿 もに左近衛権中将に還任している。また、治承二年十二月以後、安徳天皇の践祚まで春宮亮であったと判断される。 って、この時期に彼を頭亮殿と呼んでも余り不自然ではない。また持明院少将について考えるに、この文書の文面から 彼が平氏一門の人であることはまず間違いないが、平氏一門で、近衛少将の官を経たのは、 無理なく理解できるであろう。 ほとんど平重盛の子

#### 四

と呼ばれる東国、ことに関東の在地武士のみが、頼朝の家人の大多数を占めていたにすぎないので、この時点です 年の十一月であり、それは家人を組織化するための一つの方策ではあった。しかしこの時期は、まだ「東国之輩」 か 地の在地武士を自己の従者=家人とすることに努めたことは当然であり、今更言う必要もない。しかし挙兵の当初 でに全国的な在地武士の統帥制度である御家人体制が意識されていたとは考えられない。 Ę 源頼朝がその政権を作り上げる過程において、いわゆる治承文治の内乱の経過の中で、その勢力拡張のため、各 後の如き御家人体制を考えたものであろうか。たしかに御家人を統制するための侍所別当の任命は、 挙兵の

見られるかを、当時の史料の中から探る必要があるが、その際に現存史料の信憑性について充分の考慮を必要とす そこで、この御家人体制が明確化する時期を考えるには、まず鎌倉武家社会の中で、 如何なる時期から、当時の人々の間に一つの用語が意識的に生まれたかを見るのであるから、個々の史料につ 何時頃から御家人の称呼が

について充分注意しさえすれば、当然、

史料価値が高い。

称呼の実情を考えたいと思う。

ている記事である。この記事には明らかに「可為御家人之旨、 という記事がある。 兵衛督知盛卿家人也、 に利用していた傾向がある。例えば、吾妻鏡治承四年十二月十九日条に、「右馬尤橋公長参着鎌倉、 時期の鎌倉政権の動きを実証するために、 いての厳密な批判を前提としなければならないのである。 すなわち橋公長が平氏の衰運を見通して、鎌倉に参着し、頼朝の家人となった経緯が述べられ (中略) 以一所傍輩之好、 頼朝書状や頼朝の下文、あるいは将軍家政所下文などを、 属加々美次郎長清、啓子細之処、可為御家人之旨 従来は、 有御許容」とある。しかし言うまでもなく、これ 内乱期の鎌倉御家人を理解する上で、またこの 有御許容云々」 比較的無批判 (中略)

(安田) である。このように、自明のことながら吾妻鏡の地の文は、この問題に関する限り正確な史料とはならない。 御家人」であるという割注も見られる。 吾妻鏡の編者による文章であるから、これをもって治承四年にすでに御家人という称呼であった証拠と はで き な 解釈も成り立つ。それは勿論誤りで、この記事が成立した時点において、為義の家人に敬称をつけたに過ぎないの し吾妻鏡に記載され、 しかも右に引用した記事の、 引用されている当時の文書類は、 中略の部分には、長井斎藤別当、片切小八郎大夫を説明して、 これをそのまま信用すれば、 編纂に際しての補筆とか、 源氏では為義の時代にも御家人と呼んだとの 伝写の際の加筆・ 「于時各六条廷尉(源為義) 誤謬の可 しか 能性

人の用法の見られるものを取り上げ、まずそれぞれの史料批判をとげながら、鎌倉将軍家=頼朝の家人・御家人の そこで、吾妻鏡に引用されているものをも含めて、 治承四年以後、 建久年間までの現存の古文書について、 御家

明瞭に示されるのは、 頼 朝自身がその従属する武士たち、 頼朝自身の書状や注進状であろう。 すなわち頼朝の従者 (家人) を何と呼んだかを考えるとき、

それが最

は

## 〔史料Ⅰ〕(吾妻鏡)

① 建久元·二·廿二条(頼朝書状)

所々事、造宮所注文給預候畢、早可令下知候也、 (中略)背君御定候はむ者をは、家人にて候とても、

不当候はむ時は、

御勘当も可蒙事にていそ候へ、まして

去年極月十二日御教書同廿四日到来、役夫工米間事、権右中弁親経奉書謹拝見候畢、(中略)家人輩地頭

家人輩事、不及左右候事也、(中略)頼朝恐々謹言、

かてか不被行其罪候哉、頼朝身上にて候とても、

頼

朝

二月二十二日

進上 帥中納言殿

内宮役夫工作料未済成敗所々事建久元・四・十九条(頼朝注進状)

(2)

(中略)

所無分別、家人地頭未済之由被注申之条、未知其理矣、 抑此内別紙注分所卅个所事、 家人知行地内、 未請取取配符庄々、 同分之由分明也、 (中略) 以于今不催之

文治六年四月十九日

③ 建久二・六・廿三条 (頼朝請文)

前摂政家領越前国鮎川庄申濫行輩事、 付家人可尋沙汰之由雖被仰下候、 (下略)

この「史料I」に示した頼朝書状及び注進状では、「家人」と称している。頼朝が自身に対して敬称をつける道

-- 94 --

理もないが、自己の家人に対しても、このように敬称はない。それは当然のことであるし、またこれらの文書に数 者を家人と称したと断定し得る。 カ所も出て来るので、伝写の際に御の字が脱落したことも考えられない。かくて、頼朝は建久元年には、その従属

ないか、という疑いも生まれる。そこでこの時期の下文を吾妻鏡の中に求めると、次の如きものがある。 自身がその意志を伝えるという姿勢をとっているのであるから、 合、果して家人に敬称をつけて「御家人」と書いたか否かという点である。政所下文はとも角として、頼朝が袖判 を加えたり、 そこで次に考えるべきことは、この時期に出された頼朝の下文や、政所成立後に発せられた将軍家政所下文の場 差出書に「前右兵衛佐源朝臣」として花押を加えたりした初期の下文形式は、形式の上からも、 あるいは御家人という敬称は用いなかったのでは 頼朝

〔史料Ⅱ〕(吾妻鏡)

(1)

文治元・正・六条

(頼朝下文)

下 鎮西九国住人等

可早為鎌倉殿御家人、且安堵本所且随三川守下知、同心合力追討朝敵平家事

所 右仰彼国々之輩、 被遣四国也 可追討朝敵之由、 院宣先畢、 仍鎌倉殿御代官両人上洛之処、参河守向九国。以九郎判官

(中略)

元暦二年正月日

前右兵衛佐源朝臣

② 建久三・六・廿一条

彼党類、各企上洛、

可勤仕大番役、

美濃国御家人等、 可従守護相模守惟義下知之由被仰下云々、是為被鎮洛中群盗等也、

前右大将家政所下 美濃国家人等

可早従相模守惟義催促事

右当国内庄之地頭中、 於存家人儀輩者、 従惟義之催可致勤節也、 就中近日洛中強賊之犯有其聞、為禁遏

而其中存不可為家人之由者、

早可申子細、

(中略) 所仰如件、

建久三年六月廿日

在御判

(3)

元曆元年九月十九日条

下 讃岐国御家人等

可早随橋公業下知、 向西海道合戦事

右国中輩、 平家押領之時、 無左右御方参交名折紙令経御覧畢、 尤奉公也、

(中略)

元暦元年九月十九日

(4) 讃岐国御家人 同右年月日条

注進平家当国屋島落付御坐捨、 参源氏御方奉参京都候御家人交名事

右度々合戦、 源氏御方参京都候之由、為入鎌倉殿御見参、 注進如件、

藤大夫資光

同子息新大夫資重

同子息新大夫能資

藤次郎大夫重次(以下十名略)

元暦元年五月日

— 96

を用いるのも一つの疑問である。これも吾妻鏡編纂の時代までの間に作られた偽文書ではなかろうか。

として自然のように思われるし、またこの下文によって初めて家人の列に加わる人々に対して、

御家人という敬称

同様に、

(1)

(5) 文治三・九・十三条 (時政奉書)

者不可然、 **摂津国為平家追討跡、** 速可被停止、 無安堵之輩、 抑御室御領所、 (中略) 称数輩之寺宮官、宛催御家人役之由有御訴訟、 兼又以河辺船人名御家人、 時定面々成給下知状云々、事若実 (中略) 可相存其

依仰執達如件

文治三年九月十三日

平

のような下文の場合の宛所は、「××国御家人等」とするよりも、「××国住人等」とするのが、この時代の用語 の加筆が行なわれたか、もともとの偽文書であるか、何れにしても信憑性が低い。そして③について考えるに、こ 本文に見えている。しかし仏の史料は、文章・文言に疑わしい点が多く無理な読み方をせざるを得ないので、 が見られることを重視したい。そして⑶の下文は、⑷の注進状にもとづいて発せられたものであることが吾妻鏡の とも、たんに家人となっていたことを示している。僅か一例ではあるが、政所下文に、このような敬称のない表現 この「史料Ⅱ」のうち、⑵は吾妻鏡の地の文にこそ御家人とあるが、そこに引用された政所下文において三箇所 余程

とすることは危険であろう。なお、この下文に類似した形式のものが、吾妻鏡元暦元年三月一日条にも見えるが、 どの敬語を用いたものか否か、 については、その形式こそ整っているが、頼朝自署の下文に、果して「鎌倉殿御家人」とか、「鎌倉殿御代官」な 従ってここに見える御家人の語を以て、元暦二年頃の頼朝下文に御家人なる表現が行なわれたことの徴証 やはり疑問が残る。 この内容の下文が存在したとしても、 加筆が行なわれた疑いは

別に不思議はないと思う。

書の場合は、 意志によって発せられたものとはいえ、 これも同様に疑問としておきたい。 頼朝自身の下文とは、 形式も、 最後に5の史料は、 明らかに形式的にも他者が頼朝に代って差出す文書である。 用語も異るのが当然であり、 いわゆる北条時政奉書として有名な文書であるが、 この場合、 御家人という敬称を用いても、 奉書とか御教 頼朝の

する書状では明らかに「家人」と称し、また頼朝の意志を或る程度間接に伝える文書形式の政所下文でも、 以上「史料I及びⅡ」は吾妻鏡所載の文書の中から任意に抽出した史料ではあるが、 頼朝自身がその意志を表現 Π る (2)

仮説をたて得るのではなかろうか。 表現するような文書の場合、少くとも建久初年までは、「御家人」なる表現はあり得なかったのではないか、 の如く「家人」を用いる例が見出せた。しかもこの文書は形式ばかりでなく、他の部分の文言・文章にも全く疑わし ている頼朝下文に、 、点がないのである。 「御家人」と用いるのは、 そうなれば、頼朝袖判ないし頼朝自署判の形式で、彼が直接に下すという形を比較的強く出し かなり疑わしいものと言えよう。すなわち、 頼朝自身がその意志を との

が大い 現のみで、 い .わゆる関東御家人に対し、頼朝自身はこのような呼び方をしながら、京都など鎌倉勢力の外部のものには「家人」 なお蛇足ながら附言すれば、文治元年四月十五日に、 に怒って墨俣以東に下向することを禁じたときに発した下文には、 「御家人」 はおろか、 「家人」の表現さえない。 頼朝の推挙なしに任官した在京の御家人たちに対し、 頼朝と最も緊密に結合している東国の在地武士たる、 「東国輩」「東国住人」 「東国侍」 の表

註 .注意すべきである。すなわちそのことは、伝写の際の欠落があった可能性を少くする。若し原本において御家人とい この吾妻鏡の記事について、地の文には御家人とあるにもかかわらず、 引用史料は三箇所とも家人となっていること

と表現したのではないかと思う。

頼朝

(19) それが三箇所に亘って行なわれるのも不自然である。 う表現であって、何れかの時期に故意に御の字を削除したなら**、** 吾妻鏡、 文治元年四月十五日条。 この場合の引用下文は、文書の原本通りのものと考えたい。 地の文も削除したであろうし、 不注意の脱落ならば、

五

るが、 以上は吾妻鏡に収録されている鎌倉初期の文書についての考察であり、それをもとに一つの仮定をたてたのであ 次には現存の他の古文書について、その史料的価値を考えておかねばならない。主として治承四年以後、元

取り上げて置かねばならない文書がある。それは大友文書にある建久六年五月の将軍家政所下文であり、 暦年間に至るまでの鎌倉関係の文書で、御家人の記載のあるものを主たる対象とするが、それらを列挙する前 「御家人」の表現が二箇所にあり、 若しこれが正しいものとすれば、私が先に建久三年六月廿日の前右大将家政所 これには

征夷大将軍家政所下 西海道御家人等

下文を根拠として立てた仮設が崩れるのである。そこで、その文書の全文を示すこととする。

定遣 鎮西守護人事

前掃部頭中原朝臣親能

致其誠、 右人為鎮西守護人所下遣也、 押取御神領日向国宮崎庄所当、 抑先日雖下遣藤原遠景、 宛行舎弟保高、 神社仏寺之訴有其数之上、宇佐大菩薩神宮不触社家 或別取豊後国緒方庄御封田宛行所従茂経、 毎年令

懈怠年中神事条、 彼造営之間、 三ケ年勤事造神殿、 有負神慮之恐、 無顕朝憲誠哉、 御迁宮以前、 就中卅三年一度御造営豊後国役仮殿勤事、 不止雨露、 随御遷宮之節、 御殿妻戸願、 御恪子鉤金落 為遠景在国之

— 99 —

ものであり、さらに竹内理三、佐藤進一、石井進、

ところがこの文書は、 すでに大日本史料の 編者が疑いをもち、「本文、

様式、

内容ともに疑うべし」とされた

東大門扉破畢、 神殿疎略、 不可勝計者、 停止遠景守護畢、 御家人在庁官人等、 宜承知、 在判 依仰行之、故下、

建久六年五月

日

在判

前因幡守中原朝臣(広元)

民

部 丞 藤

朝

臣

原 在判

時代のものでないことは、一見して明瞭であろう。かくて「御家人」と用いたこの文書の存在は、私の仮説を補強 私も本文書が後世に作られた偽文書であることを疑わない。その内容のことは別としても、文体・様式ともにこの 瀬野精一郎の諸氏が一致して偽文書と断定されている。そして

制の成立する時期と考えられるので、建久五年頃から以後は、あるいは政所下文に「御家人」が出て来る可能性も ある。しかし今は確実な文書についてこれを検索する暇もないので、この問題は他日に譲り、とりあえず文治以前 こそすれ、これを否定する材料とはなり得ないと思う。もっとも私見によれば、後述の如く建久年間こそが御家人

〔史料Ⅲ〕

について前述の仮定を検討したい。そこでまず関係文書を列挙すれば次の通りである。

(1) 源頼朝下文案(東大寺文書四ノ四、平安遺文四一一〇号)

伊賀国御家人等 在御判

平保行

可令早停止旁牢籠、

無相違安堵事

<del>- 100 -</del>

也 右件輩、 但為見参等令参事者、 殊依有忠令当家事、於今者停止旁窂籠、 遼遠往反之間、 定可有其煩者歟、 各所領無相違早可令安堵也、兼又同心之輩、同可存此旨 仍九郎御曹司令入給者、各可奉付之状、所仰

如件、敢不可違失、以下、

**寿永二年十月十一日** 

(四) 源康忠解案(西宮文書、平安遺文四一四○号)

云開発相伝、云当時沙汰次第、 所申尤有其謂、 早如元令安堵本宅、可勤仕御家人兵士役之状如件、

源(花押)」

源康忠謹解 申進申文事

請殊蒙 恩裁、如元令安堵、勤仕兵士役、河内郡有福名水走開発田事

有 務違乱之条、 令進済官物之間、敢以所無他妨也、爰近日兵粮米使等寄事於左右、追出康忠代官、致非分濫妨之間、及所 康忠謹拷案内、水走者依為重代相伝地、 難堪次第也、 然早被停止彼妨、 安堵本宅、 親父季忠去天養年中申賜庁宣、 可勤仕兵士役之由、 遂開発大功、被停止万雜公事、 為蒙御裁定、 勒在状、言上如

件、以解、

寿永三年二月 日

() 梶原景時下文案(益田家什書、平安遺文四一七五号)

下 石見国在庁官人等

藤原兼高補任押領使職事

(二)

藤原頼種奉書案(益田家什書、

平安遺文四一七六号)

右以人為彼職、 一国之御家人催、 無他妨可致其沙汰之状、 如件者、 御家人并在庁官人等宜承知、勿違失、

以下、

元暦元年月

B

御判

被言上之条、

返 ~ 神妙之由、思食処

鎌倉殿御代官平朝臣

也 石見国御家人等、今就上請文状、「天将家御判」\_\_\_\_\_ 具以経御覧之者、如此各志深之由、

抑此長南上座良覚国中令経廻之間、各不可見放之由、依御定、執達如件、

藤原頼種 奉

石見国御家人等兼栄兼高所

元暦元年五月

日

(H)

源義経下文案(益田家什書、

平安遺文四一七七号)

「九郎判官殿御下女」

下 石見国家人等所

可早随押領使藤原兼高下知、 相具追討使事

元曆元年五月

日

右件御家人等、

随彼兼高催、

可追討平家、

源 御判

(^) 梶原景時下文案(益田家什書、 平安遺文四一七八号)

石見国

下

可早打進出雲国謀叛輩岐須木次郎兄弟弐人・横田兵衛尉等事

望早背者也者、健児・非違両直押領使・御家人・在庁官人承諾、 為平家方人、昼夜飛青鳥、 朝暮通鴈札、 自南海襲寄者、 自北嶺可進出之由状炳焉也、 打越出雲国、 相共彼国人御使、不日可打 天譴俄来、人

進之状如件、国土宜承知、不可違失、 故下、

元暦元年五月

(H)

(花類朝)

源頼朝下文(香宗我部家伝証文、平安遺文四一八七号)

下

可早為鎌倉殿御家人、安堵住所本宅事

日

追討使鎌倉殿御代官平朝臣

中四郎秋家

右人為御家人、安堵本宅、 可励忠節之状如件、

元暦元年七月廿九日

(F) 謹請。 豊嶋有経請文案(根来要書下、平安遺文四二〇四号) 御教書事

有

去廿四日御教書同廿七日到来、

被仰下旨、

畏以承候畢、

抑伝法院領使者乱入事、

件条如被仰下候、於

高野伝法院庄領者、兵粮米并雜事不被仰下之以前、令免除候畢、 至兵士者為御庄住人鎌倉殿御家人并除堪

器量輩之外、同以令免除候畢、 (中略) 有経恐惶謹言、

(元暦元年) 八月廿九日

平有(豊嶋) 請文

源頼朝下文案(金剛寺文書、平安遺文四二三八号)

(1))

·右大将家御下知状御案\_(端裏) 於大乗院家正校了」

源朝臣(顧朝) 在御判

下 天野寺住僧所

可令早禁制寺内山狩并材木切取事

右件条、自諸方号米御家人、鹿狩連日之由所聞食也、事実者、早可令禁制、

名、又山林悉切取之由、

同以所聞食也、

件条同可令禁制、

且御追討之時也、

若背御下文、於猶狼藉之輩者、 可令注進交名之状、 所仰如件、

**元暦二年三月十三日** 

散位三善(康信)

在判

下 豊前国大名在庁等所 (Z)

藤原親能下知状案(蠣瀬文書、編年大友史料上、一○四号)

可早任下知存知其旨、 宇佐宮神官海三大夫成忠身事

知如件、

右人者鎌倉殿年来之御家人也、至于彼子息伴類等不可煩、 別又有申触事者、 各不可見放者、依鎌倉殿仰下

裏面に花押あり)

若猶不拘制止者、可令注進交

為御祈禱也、任先例可加制止、

であろう。

家人という一

種の敬称を使うことは別に不自然ではないが、

ただ「御家人兵士役」という文書が、

他に例もなく若

義経が御

干疑わしい。あるいは外題の文だけが後世の加筆かもしれないが、案文なのでこれを実証することも不 可 能 で あ

何は義経の外題安堵の文言の中に御家人と出て来るが、本文の解状は形式・内容ともに疑問点はない。

泰 引 規 治 下 印 犬 条 へ 永 仏 文 書 、	院次官藤原朝臣 在御判	元曆二年二月 日
平安貴 工		

いるのかも明瞭でない。そして九郎御曹司という敬称もいささか不自然である。形式・内容とも疑わしいとすべきはむしろ「伊賀国住人等」となるべきで、また平保行を指して件輩といっているのか、御家人等のすべてを指して・	右の「史料III」について考えるに、まず()の文書は、宛所と本文で述べている内容との関係が明確でなく、宛名□ 院次官藤原朝臣 ありはん(煮) 現態 - 元暦二年二月 日		̄】へからす、もし又ふれ  ̄ ̄ ̄ ̄  ̄  ̄ 】の~~ミ はなすへからす、てい  ̄ ̄ ̄ 】おほせによて、 下知事、  ̄ ̄ ̄  ̄  ̄  ̄ まくらとののねんらいの御けん  ̄ ̄ ̄  ̄  ̄ つるいらいたるまて、 こ  ̄ ̄ ̄ ̄ ̄ ̄		「(端裏) あん」 (端裏) おん」 ぶる文書、平安遺文四二三三号)	斎院次官藤原朝臣 在御判 (親他)
---	--	--	---	--	------------------------------------	-------------------

らない。

一応保留しなければならない。

労の豊嶋有経請文は、形式・文体からみて何等の問題はない。

え「御家人」とあっても、先の仮説と矛盾しないであろう。 る。そこでこの文書の正否は保留するが、正しいものとしても、 頼朝自身の下文における表現ではないから、

たと

いは在庁官人に宛てながら御家人催促の权限が兼高にあることを示し、また同時に御家人にも周知させようとす

けはあるいは保留してもよいと思われるが、他は全く疑わしい。従って積極的史料として使うことは出来ない。 〇の三通の文書も、〇と同様に益田家什書にある案文であり、 もある。 1)の史料は、これまで本宅安堵の好史料として、多くの研究に引用され、私もまたそれを重視して立論したこと しかし先に立てた敬称という点からの仮説にあてはめれば、 しかも差出書の「鎌倉殿御代官」も、当時の用法ではない。明らかに偽文書であろう。 何れも文章・形式・内容が正常でない。 「鎌倉殿御家人」の表現はやはり疑わねば 同様に白出 僅かに伏だ

の敬称を用いるのがむしろ自然であろう。この史料は、むしろこの時期には鎌倉殿御家人という表現が一般に行な われていたことを実証するものと考えられる。

訴状の中にこの表現があったのであろう。但しこの文書は正確には下文の形式ではなく、 『聞食』したことの内容であり、「御家人と号して」、寺内に濫入したことを述べているのである。 (が)は頼朝下文であるが、これも別に疑問のない文書といえよう。ここに「御家人」が出て来るが、 むしろ下知状と類似するところもある。その形式上の疑いは一応保留して置く。 三善康信の奉書の形をと それ 天野寺住僧 は頼朝が

いが、すでに瀬野氏が指摘されたように、偽文書の可能性が強い。とくに「鎌倉殿年来之御家人」という表現がこw 内容がほとんど同じで、一方が仮名書になっているだけの違いである。 形式上は目立った欠陥もな

有経は御家人の一人であるから「鎌倉殿御家人」

Ø )時期にあり得たであろうか。そして文体にも若干の疑問が残るのである。

関係のものであり、ただ元暦頃には、すでに御家人という呼び方が一般に行なわれていたことを証するだけとなる。 (分及び(!)のみで考えると、 留したものが、 当面 回はいとなり、 の問題に関する限り、ここに列挙した史料のうち、 頼朝が自己の意志を伝えるための下文に「御家人」の称呼を用いたか否かの問題とは無 他は何れも史料としての真実性がないこととなる。そして確実なものと考えられる 確実なものは、好切のみであり、そして保

とは、 は、 前に、御家人体制の存在を示すような史料は、何れも証拠力に乏しいと言わざるを得ない。そして将軍ないしは幕 武士に対して、 府 側からは家人と称したことがほぼ確実となる。 Ø かくて先に挙げた史料Ⅱの⑵、建久元年六月廿日の政所下文が重要なものとなり、少くともこの頃までは、 少くともこの時期より後のこととしなければならない。 側 平氏の先例もあり、彼の東国における権力の確立した寿永・元暦の頃から始まったものとすべきであろう。 から、 特定の内容をもった用語または身分制度上の概念として、「御家人」という称呼を使いは 御家人たるべきか否かの選択をせまった下文なのである。そのことを含めて考えれば、 しかも後述する如く、この下文は、 しかし頼朝の家人を一般に鎌倉殿御家人と敬称するこ この時期に頼朝が美濃国 この 時 0 た 期以 在 の 地

註 (20) どに見え、 38・39合併号)に詳細に説明されたように、 編年大友史料上、二四六号。 相互の間に若干の字句の相異がある。 なおこの文書については、すでに瀬野精一郎「中原親能と鎮西との関係」 その全文の写が益永文書、 志手文書、 宇佐宮成文書、 大友家文書録な

2) 佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」二五七頁。

竹内理三「鎮西奉行についての一二の考察」(「魚澄先生古稀記念論集」 所

石井進一大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(「史学雑誌」68

1所収

及び瀬野氏前掲論文参照。

(22) 瀬野氏前掲論文三二頁。及び註において、「本文書に疑念を抱かせるがなお確証がない」と述べられている。

上述のところに誤りがないならば、文治以前に御家人制が確立していた如き状況を示す文書及び編纂 物 の 記

は、実際に御家人体制が確立した後の意識をもって作られたものとしなければならない。

御家

事

人・非御家人の区別をあらためて選択決定させる意味をもっていた。 そして建久三年六月廿日の美濃国家人に対する 下 文 は、 すでに田中稔氏や石井進氏が指摘されたように、8

が、この下文を見ると、それまで内乱期において、かなり緩い形で鎌倉政権=東国勢力に支配され、一応は頼朝の の途を残し、 家人的立場に置かれていた諸国の在地武士に、あらためて恒久的な家人関係に入る可きを強制しながら、 可能な限り御家人として一つの身分体制の中に組織しようとする努力が続けられたことは、明白な歴史事実である 内乱がようやく終熄して、鎌倉政権の安定へと指向している時期に、 その去就を決定させたことが読み取れるのである。内乱期におけるこのような在地武士に対する支配 その政権の基礎ともなるべき在地武士を、 なお選択

石井氏の指摘の如く、文治年間からいくつかの例証を見ることができる。 在地武士に対するこのような支配から、 に占領された国々での軍事的占領行政、 について、石井進氏の一連の論考は、きわめて詳細にその性格を説明しているが、その支配は、頼朝が 獲 得 「在庁・下司・押領使進退権の利用による支配」であったとされる。 鎌倉殿との私的主従関係に基づく支配へ切りかえようと努力したことも、 すなわち軍政のもとでの、 国衙機構を通じての支配に他ならない。 それは内乱期において、 頼朝によって軍事的 した

係を結んだり、また交名を注進することによって頼朝の家人となった在地武士の例も多い。 また軍政の下にあって、このような形態の支配ばかりでなく、頼朝に見参するという正式の手続きを経 しかしこれらの武士た

望みながらも、 であろう。 然である。ここに家人関係を再確認するとともに、平時の軍役義務を固定化して、御家人体制を制度的に確立する 必要があったと思われる。この政所下文が一応は美濃国家人に宛てられていることは、そうした事情を物語るもの の荘園領主が復権してその支配を強化するに至ったとき、内乱中の立場に改めて矛盾を持つものがあったことも当 (御家人役勤仕)が不可能である場合をも察して、かかる事態にあるときはその事由を申立てることによって、 頼朝はこの国の在地武士を家人関係のもとにつなぎとめよりと努力し、制度的統制のもとに置くことを 内乱が終り、平時の政治体制が生まれ、しかも鎌倉政権と対立する形で公家政権が残存し、寺社など 個々の在地武士が、その所領と関連しての荘園本所の支配を絶ち切れず、その力関係から御家人化

などが、充分にそのことを物語るのである。 このような政策は、 薩摩国御家人に対する建久八年十二月の大番役催促状、大隅国における建久九年三月の御家人交名注進状 美濃国のみではなく、 東寺百合文書に見られる有名な 建久七年六月の 若狭国御家人交名の

御家人化を承認したのである。

社会体制としての御家人制が、建久年間に成立するという考えの論拠が、さらに補強されたと思う。 述の如く、 三年以降、積極的に展開されたという石井氏の所論に、全面的に賛同しなければならない。しかもその理解は、上 かくて、 御家人制の体制的固定化の努力は、後白河院の死去にともなう公武間の政治的変動期をとらえて、 史料批判をとおして選択された不確実な史料を拾捨させることによって、より明確となり、一つの身分的

守護の権、 に私的なものを持ちながらも、その体制そのものは、公的なものとして、鎌倉将軍が国家公権より承認され なお、こうして成立したところの、鎌倉殿=鎌倉将軍との私的主従関係を原理とする御家人制は、 すなわち全国的な軍事警察権の具体的な担い手としての地位を確立する。 鎌倉政権は、 御家人制という その結合原理

るであろう。また同時に、この記事は、 たところの、 存在を認める限り、この御家人体制をそのまま承認する結果となる。頼朝の死後、その後継者たる頼家に宣下され 結論し得るものと思う。 見たことを示しているのである。 家公権から見れば、征夷大将軍としての武家政権の首長が組織した武力的統制の体制であった。従って武家政権の 支配者側の社会的身分体制を固定することによって、政権の軍事的機能を維持強化したのである。そしてこれを国 以上により、 「続前征夷将軍源頼朝臣遺跡、 鎌倉幕府における厳密な意味での御家人制は、 いわゆる御家人体制が、すでに頼朝生存中の建久年間に、 宜令彼家人郎従等、如旧奉行諸国守護」の文言がよくその事情を物語 建久三年以降、

建久末年までの間に成立したものと

体制的な確立を

建久年間を中心にして――」(「歴史教育11―6)

(24) 石井氏前揭論文、三一頁。 註

(23)

田中稔「鎌倉初期の政治過程―

石井進「『文治守護地頭』試論」(「史学雑誌」77―3)

(25)同右。

(26) 薩藩旧記雑録、 前編、二所収。

吾妻鏡、 正治元年二月六日条。

(附記) まだ試論の域を出ないことを お断りする。「御家人制研究会」の諸兄の御助言には深い謝意を表する次第である。 この小稿の骨子は「御家人制研究会」昭和四十二年九月の東京部会において発表し、種々の検討をうけたものである その後、 この研究会の方々から多くの御教示を賜り、 それによって成稿を見たものであるが、 史料考証の面では、